

北方領土問題対策協会分科会（第 25 回）議事録

1. 日 時：平成 24 年 3 月 13 日（火） 14:00～16:52
2. 場 所：中央合同庁舎 4 号館 12 階 1214 特別会議室
3. 出席委員：上野分科会長、渡邊分科会長代理、石川委員、大隈委員、沼尾委員
4. 議事次第：（1）開 会
 （2）平成 23 年度業務実績評価について
 （3）中期目標の期間終了に伴う仮評価の進め方
 （4）前理事長の退職金算定について
 （5）報告事項について
 ①業務方法書の一部変更について
 ②長期借入金・償還計画について
 （6）今後の進め方等
 （7）閉 会

○上野分科会長 それでは、ただいまから北方領土問題対策協会分科会第 25 回会合を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お寒い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

内閣府独立行政法人評価委員会令第 6 条の定足数要件を満たしておりますので、有効に成立していることを確認いたしました。

さて、前回からこれまでの間に北対協の理事長、それから、専務、監事の異動がございましたので、山本参事官より紹介をお願いいたします。

○山本参事官 北対協の理事長につきましては、平成 20 年 7 月から間瀬雅晴氏が務めてこられましたけれども、後任については公募により決定ということになりまして、昨年秋に公募を実施いたしました。公募総数は 34 名でございましたけれども、内閣府に外部有識者から成る選考委員会を設置しまして、書類審査で 5 名に絞った上で面接審査という形になりました。その結果、新理事長候補者 2 名が選ばれたんですけれども、最終的には、それまで協会の専務理事を務めてこられた荒川研氏が新しい理事長ということで、この 1 月 1 日付で任命されたところでございます。

また、荒川専務理事の後任につきましては、佐々木奈佳が内閣府から現役出向で 1 月 16 日付で就任させていただいたところでございます。

更に、本日は昨年 10 月 1 日より新たに監事に就任されました公認会計士の新里智弘氏も

お見えになっております。

以上、私から協会の役員を紹介をさせていただきました。

○上野分科会長 それでは、荒川理事長、佐々木専務理事、新里監事からそれぞれ御挨拶をお願いいたしたいと思います。

○荒川理事長 荒川でございます。今、御紹介ありましたように2年間専務理事として札幌で勤務させていただきました、皆さんの御指導をいただきました。昨年、お話がありましたように公募で間瀬理事長の後任として理事長を就任させていただきました。1月1日付で拝命いたしまして、引き続き頑張っってやっていきたいと思っておりますので、御指導・御鞭撻、よろしくをお願いいたします。

○佐々木専務理事 御紹介にあずかりました、今年1月に専務理事で参りました佐々木でございます。札幌事務所の勤務で、主に旧漁業権者等に対する融資の業務を中心に担当しておりますので、引き続き今後ともよろしくをお願いいたします。

○新里監事 新里でございます。昨年10月より就任しております。よろしくをお願いいたします。

○上野分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題について御説明いたします。最初に、平成23年度事業の評価につきまして資料1、各事業年度の業務の実績に関する評価基準に従って進めていってよろしいかどうか確認したいと思います。

次に、これに加えて資料2、総合評価表(案)、資料3、項目別評価表(案)を用いて評価を実施することとしてよろしいかどうかお諮りいたします。

総合評価表と項目別評価表についてですけれども、項目別評価表は平成22年事業年度計画を基に作成されておまして、また、両評価表とも独立行政法人の事務事業の見直し基本方針、平成22年12月7日閣議決定、及び平成22年度評価の際にいただいた北対協分科会の御意見及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の御意見等を踏まえて修正しております。

また、評価指標、基準につきましても変更が加えられておりますので、事務局から変更内容等について簡単に説明を受けた後に、私たちから意見を言うという形で審議したいと思っております。

更に、資料4ですけれども、北対協の中期目標期間が平成20～24年度ということで、今年平成23年度事業の評価とともに平成20～23年までの総合評価、つまり中期目標期間の総合評価の仮評価の方法について審議したいと思います。

次に、今年1月1日で退職されました、先ほどお話のありました北対協の間瀬前理事長の退職金にかかわる業績勘案率について審議したいと思います。

次に、北対協より4月に一部を改定する予定となっている業務方法書及び平成24年度長期借入金償還計画について説明を受けます。これは今月16日に水産分科会、それから、29日の親委員会の意見を聞くことが予定されているものです。

最後に、事務局から今後の予定の説明を受けて閉会することにしたいと思います。
このような議事の運びでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○上野分科会長 異議なしということでございますので、そのように取り扱います。

それでは、早速ですが、資料1の評価基準につきまして、昨年から1点大きな変更がございます。それに伴い項目別評価表も例年と大きく違っておりますので、事務局から評価基準、総合評価表、項目別評価表について説明をお願いしたいと思います。

○山崎事務官 内閣府北方対策本部の山崎と申します。本日はよろしくお願いいたします。

では、早速ですが、資料1の評価基準(案)を御覧ください。同じものが2つついているんですけども、後ろに赤が入ったものがございます。大きな変更点は赤になっている部分、「②指標の達成、未達成を基準とする評価項目の場合」として付け加わっております。これは、前回の分科会でいろいろ指標について御議論があったと伺っております。その際に出た議論の中に、評価項目、評価指標として達成、未達成で判断できるようなイエス、ノーで判断できるようなものは極力そういうものにした方がいいんじゃないかとの御意見があったと。それを踏まえて修正しました。決定については、委員の皆様には御議論いただいて判断していただきたいと思っております。どうぞ闊達な御議論をお願いしたいと思います。

次に、資料2の総合評価表案を御覧ください。これにつきましては、年度計画の項目に沿った項目立てをしておりますので、例年と特段の変更はございません。

次に、資料3の項目別評価表を御覧ください。こちらは資料が2部立てになっておりますが、後半に参考資料の束がございます。参考資料1を横に置きながら見ていただきたいんですけども、大きな変更点の1つ目の○は、先ほど申し上げました指標の達成、未達成を基準とする評価項目の場合には、極力A評価及びD評価の2種類で判断できるような評価基準にしております。

2つ目の○ですが、参考資料2-1、参考資料2-2、参考資料2-3とございまして、こちらは北対協の平成22年度の項目別評価表と内閣府所管のほかの法人であります国民生活センターと公文書館の項目別評価表を参考につけております。これを見ますと北対協の項目別評価表は、例えば、参考資料2の1ページの2ます目がわかりやすいかと思えますが、評価指標として「削減手段と削減内容」と書いてあって、その評価基準が「事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行したか」となっております。評価指標と評価基準の関係がそれぞれ大項目、小項目のような同じ種類の項目になっておりまして、8月の分科会でもありましたように、先生方にとっても非常に判断しにくいものになっていたのではないかと思います。

そこで、ほかの公文書館や国民生活センターの例を見ますと、50件とか45件という定量的指標で判断できるものはA、B、C、D評価、事業の内容や見直しの状況、一概に判断できないものについての評価基準は、「法人からの説明を受けて分科会委員の協議に

より判定する」ということになっております。ほかの法人がこういう基準になっていることを受けて、我が北対協の協会分科会の議事録を見まして、こちらでも先生方に御議論ただいて判断していただいていることから、今回の北対協の平成23年度の業務実績に係る項目別評価表も、ほかの法人に倣ったような形で変更しております。これが主な変更点の2点目です。

3点目は、北対協の平成23年度年度計画に沿った形にいたしましたので、平成22年度からは若干変更がございます。資料3の黄色で塗ってある部分が、年度計画の変更に伴う項目別評価表の変更部分になっております。

4点目は、平成22年度の評価を皆様いただいたものについて、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から平成22年度の評価に対する意見が出ております。これは参考資料3の4ページに北対協の評価に対しまして3点指摘がございました。啓発と施設の利用、調査研究についてです。いただいた御意見をなるべく反映する形で項目別評価表にも落としおきまして、そこは印刷が見にくくなっているのですが、濃い目の青で塗った部分が政独委の意見に対応する形で入れ込んだ部分になります。

項目別評価表の変更点の最後ですが、資料3の3ページ目を御覧いただきたいんですけども、法人すべてに共通して平成22年12月に独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針というものが閣議決定されました。これは参考資料4につけてありますが、北対協につきましても、啓発事業、四島交流事業、融資事業それぞれについて事業の効率化の措置を講ずべきだと閣議決定されまして、評価の段階についてもそれぞれフォローアップしていくことが必要だという意見を政独委から受けましたので、その点を入れ込んであります。

項目別評価表の変更点は以上です。

以上、つたない説明で申し訳なかったんですけども、質問等がございましたらお願いいたします。

○上野分科会長 ありがとうございます。

それでは、今の説明に基づきまして平成23年度評価について審議したいと思います。御意見・御質問等がある委員は発言をお願いいたします。

この件につきましても、大分以前の話ですけども、昨年度の項目別評価表をつくった段階で石川委員から少し意見が出て、その段階ではもう時間が足りないので次年度に回して、つまり、今回の項目別評価表から反映させましょうということで、今回こういう変更に至ったものです。経緯はそういうことでございますけれども、石川委員、この点何かございますか。

○石川委員 特にございません。昨年、イエスかノーかで判断できるものについては、BとかCという評価項目は必要ないのではないかとということをお提案申し上げましたが、御提案させていただいた時期が遅かったものですから、今年度になったと理解しております。

○上野分科会長 おおむね御提案の趣旨は活かされているということでよろしいですか。

○石川委員 はい。そのように理解しております。

○大隈委員 全然関係ないことでもいいですか。ちょっと質問ですが、ずっとこれで今までやってきているんですが、定量的評価のときに、例えば4ページですと、上から2番目の「支援事業の合計回数」で4つの区分に分かれていると思うんですね。5ページになるとパーセントで、これは割と多く使われている60%と70%、80%、80%以上というのがあると思いますが、評価基準にパーセントを使うというのは随分前に決まっていたのでしょうか。あと、11ページにもありますが、それぞれで違うのはもっともだと思うんですが、これははるか昔からこのパーセント基準が使われていたのでしょうか。

○上野分科会長 私の記憶では、かなり以前からそうだと思います。ただ、それが妥当かどうかというのは議論してもよろしいかと思います。

今、御質問が出たところで申し上げますと、例えば、項目別評価表の4ページの「支援事業の合計回数」ですけれども、この表で言うと一番左の列の国民世論の啓発①の本文の中に「活動水準を100回に維持するとともに」と、地域計画の中に100回という回数がまず入っていて、隣の黄色くなっている評価項目にも「100回以上に保たれるよう適切な支援を行う」云々と書いてありまして、評価指標が回数となっていて100回以上やるとA、79回未満であるとDとなっていて、あとは等分に分けて4段階にしているということですよ。ほかに多分、合理的な理由はないと思うのですが。

あと、パーセントのものは基本的に全部80%以上がAになっていますかね。リスクのところは逆になっているので、そうとも限らないですね。少ない方がいいということになっていますので、ここはちょっと別ですが、あとのアンケートとか研修会のパーセンテージというのは有意義だったというのが80%以上がAになっています。

これは見直した方がよろしいという御意見ですか。

○大隈委員 いえ、そういう意味ではないんですけれども、たまたま4～5ページを見たときに、ちょっと微妙に違うのはなぜかなと思っただけで、例えば、回数だと確かに左の中期計画、評価項目からなっているということがわかりましたので。

○沼尾委員 よろしいでしょうか。資料3の4ページ目です。参考資料3の4ページとの関係なんですけれども、①北方領土返還要求運動の推進に関する評価で、今回の評価で新たに水色で塗ってあるところでしょうか、例えば「事業の効果を把握するための指標の具体的検討状況」とか、事業の効果を把握するための指標についての検討とか効果の把握について新たな評価項目を加えているということなんですけれども、参考資料3は政独委のコメントだと思うのですが、こちらを見ると、評価項目に関する検討状況の評価が行われていないという書きぶりではなくて、返還要求運動の推進自体の成果に関する評価が行われていないと読めるんですが、新たに水色で書かれている項目は、政独委の指摘を反映させたものになっているのでしょうか。政独委がどういうところを問題として指摘しているのかがちょっと気になったので、それを教えていただきたいというのが1点目です。

○山崎事務官 事務局から失礼いたします。総務省の政独委からの意見ですけれども、確かに先生がおっしゃるように、指標を決定した上で評価すべきと書いてあるんですが、我

が方の中期計画や年度計画の時点で既に検討するということが目標となっていて、それ以上が書いておりません。ですが、いただいた御意見は御意見ですので、北対協の評価指標に「具体的検討状況」と入れまして、実績報告の際にどこまで検討が進んでいるのか、候補に挙がっている手法は何かなど、できている段階のものを法人から報告していただくように補おうと考えております。

更に、今回また平成24年で中期目標計画が切れますので、来年度からの目標や計画については、政独委からの意見も反映させていきたいと思っております。

○渡邊委員 いいですか。参考資料3というのは、いつごろ届いたんですか。1か月前なのか、半年前なのか、いつごろ連絡があったんですか。

○山崎事務官 正式には総務省から内閣府の親委員会に通知があるんですが、確認してまいります。

○渡邊委員 大体の見当でいいんですけれども、大分前なのか、それとも。

○山崎事務官 去年の12月でございます。

○渡邊委員 これを受けて資料3を見直したということですね。この資料3というのは、いつまでにこういう形になったんですか。ごく最近出来上がったのか、それとも一月ぐらい前に大体できていたのか。

○山崎事務官 資料3につきましては、昨日の段階でこういう形になりました。本来ならば皆様に事前に送付すべきところが、この場で初見という形になってしまっても大変申し訳ございませんでした。

○渡邊委員 この資料3をつくるまでに、かなり時間がかかったということですか。ほかの業務もあるから、正直言っているいろいろ大変だったでしょう。

○山崎事務官 正直に言いまして、こちらの項目別評価にかかわらず、評価指標についてさまざまな議論があるということは伺っておりましたので、親委員会の議事録や分科会の議事録を読んで作成するのに時間がかかりました。

○渡邊委員 この場で評価してくれということなので、我々の理解力のある範囲内で評価しますけれども、我々が見て検討する分量としては結構多いんですよ。つまり、皆さん方もそれだけ広範囲の分野にわたって作業を検討しなければいけないわけで大変だと思います。これからはこっちの委員の問題だけでも、そういう評価作業をある程度スムーズにさせるためには、多少事前に評価の重要なポイントだとか、そういうものがある程度我々の手元に届いていると、かなり効率的な議論ができるんじゃないかと思うんですよ。どうですか、分科会長。

○上野分科会長 理想的にはそうだと思います。多岐にわたる内容変更になりますので、この時間内で良し悪しを判断するのはなかなか大変かなと。

○渡邊委員 正直申し上げて、我々は皆さんにケチをつけるつもりもないし、努力されている部分は評価したいんですけども、余りいいかげんな評価をするのもよくない。だから、たとえ細かいことでもある程度我々の目が通って、その上で皆さん方が堂々とこれを公開

できるという仕組みがあった方が私はいいと思うんです。これがどういう経緯で出てきたのかをお尋ねしたのも、そういうことなんです。だから、評価の中で今さっと見てパパッとできるものと、かなり難しいもの、こっちも時間をかけてあちこちの役所の書類を見ながらやらなければいけない作業もあるかもしれないし、今日の段階ではそういう御提案をさせていただきたいということと、これを全部細かくはなかなか難しいので、スケジュールから言うといつぐらいまでに我々の意見を上げるのか、そういうものも遠慮なしに言っていただければよろしいんじゃないかと思うんです。

そう言ってもしょうがないので、順番にやってください。

○上野分科会長 事務局にお尋ねしますけれども、資料3の項目別評価表は今は案となっているわけですが、これは最終的に決めなければならないデッドラインというのはいつですか。

○山崎事務官 今お配りしてあるものは、平成22年度と比較して書いてあることが評価指標の欄に書いてあるか、評価基準の欄に書いてあるかの違いですので、北対協がまずは7月に自分たちの評価をする際にこの表を用いますので、そういう意味では3月末まで。

○上野分科会長 わかりました。そういうことなので、そんなにたっぷり時間があるわけではないですね。

○沼尾委員 先ほど申し上げたところもそうなんですけれども、今回この部分に変更されたのかについて、非常に大ざっぱな考え方はわかったのですが、それぞれのところがどういう考え方に基づいて変更されているのかについて御説明をもう少しいただければなと思うところもあります。今回は初見なので、いきなり渡されてどうですかと言われても、なかなか判断が難しいんですよ。先ほど私が申し上げた点も、結局、返還要求運動の推進に関して明確な指標がないと、その指標に基づいて評価すべきだという政独委の意見に対して、評価基準自体をつくっている段階だから、その進捗状況を評価すればいいという対応にするのかどうかというのは結構重要な判断だと思います。それを含めて、結構重要な変更が行われていると思いますので、もうちょっと御説明をいただけるとありがたいかなと思います。

○大隈委員 そうしましたら、変更のあるところを御説明を受けて上からずっと見ていった方がいいと思うんですね。それをお願いできますか。

○山本参事官 私どもの段取りが悪くて申し訳ありませんでした。順番に区切りながら説明をして、そこまでで質疑という形で進めさせていただけたらと思いますが、よろしゅうございますか。

○上野分科会長 はい。

○山崎事務官 では、平成22年度の北対協のものがどうなっていたかがわかった方が見比べやすいと思いますので、今から北対協分もついた全体の資料を準備いたします。議事を若干変更いただいて、後でまたこの評価表に戻ってくるという形をとらせていただいてもよろしいでしょうか。

○上野分科会長 はい、お願いします。

○山崎事務官 それでは、できましたら4番以降を先に進めていただいて、4番に関しては資料の差替えがございますので、今すぐお配りさせていただきます。

○上野分科会長 それでは、今の項目別評価表の件については、別途資料を作成していただけるとのことですので、先に資料6、今差替えで新しいものが来ているのですが、前理事長の業績勘案率についての審議に入りたいと思います。これについて御説明をお願いいたします。

○川名局長 それでは、北対協から説明させていただきます。資料5、資料6、資料7の3つの資料を使いまして説明をさせていただきます。

まず、資料5「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」でございます。これは平成17年に内閣府の評価委員会で決定されているものです。

まず、1ページ目でございますが「2. 算定の方法」の(1)を御覧いただきたいと思えます。在職した事業年度ごとに基準値を決定しまして、在職月数に応じて加重平均して基準業績勘案率を算出することになっております。

3ページを開いていただきたいと思えます。基準値の決定方法でございまして、A+からDまでの5段階評価の場合です。評価項目ごとの評価がA+からDまでを5点から1点に点数化しまして、それを合計して項目数で割り、そこで得られた値がこの表で、どこに当たるのかで基準値が決定されるといった仕組みです。

次に、資料6を御覧いただきたいと思えます。これは前理事長の平成19～20年度までの評価でございます。協会役員退職金に係る業績勘案率についてでございます。

まず、1枚めくっていただきまして、前理事長の基準業績勘案率の算定です。1にありますように、算定期間は理事として在職しました平成19年10月1日から平成20年7月20日と、理事長として在職しました平成20年7月20日から平成24年1月1日、合わせて4年3月です。

次に、「2. 算定方法」の「(1)各事業年度の基準値」ですが、平成19年度は常勤理事として担当しました融資部分の年度評価に基づいた基準値です。平成20～22年度までは理事長として協会全体の各年度の評価に基づいた基準値です。

平成22年度までの計算の元になっている数字につきましては、次のページでございますが、在職時の各年度における評価結果です。評価結果は平成20年度に1項目のみB評価でしたが、その他はすべてA評価をいただいております。

後ろのページには、各年度の評価項目と評価結果を抜粋した表を添付しております。

最後のページに、前理事長の在職期間全体を通しての主な業績をまとめたものをつけております。

平成19～22年度につきましては、評価結果を算定方法に当てはめて点数化いたしますと、各年度とも4.0という値が得られます。そして、この値を先ほどの資料5の3ページの算定方法の表に当てはめると、3.5以上4.1未満の欄に当たりまして、基準値はそれ

ぞれ 1.0 となります。

平成 23 年度につきましては、これから評価をいただくものですので、まだ評価結果はありません。そのため在職期間における業務実績状況、または前年度までの業務実績等を勘案して決定していただくものでございます。

続きまして、資料 7 を御覧いただきたいと思えます。平成 23 年度の前理事長の評価についての説明でございます。平成 23 年度の業績勘案率の基準値の案でございます。

2 枚目は、平成 23 年度在職期間の主な業績をまとめたものでございまして、3 枚目以降は年度計画における各項目と実績を記載した表をつけております。

時間の都合もありますので、2 枚目を中心に説明させていただきます。

まず、国民世論の啓発でございます。平成 23 年度の新規事業であります北方領土問題に関するスピーチコンテスト、中学校社会科教員のための副教材の作成、更に、内閣府と共同で行いました北方領土返還要求全国キャンペーンについて、限られた人員の中、適切に準備を進めた結果、順調に事業が実施されております。

次に、北方四島との交流事業の実施ですが、訪問事業、受入事業はすべて予定どおり実施されております。後継船舶の確保につきましても、予定どおり今月末に造船所から船主に引き渡されることになっておりまして、平成 24 年度供用開始に向けまして順調に業務が執行されております。

次に、元島民等の援護でございますが、元島民等で構成されます千島連盟が行う自由訪問事業への支援を 5 回から 7 回に増やすなど、元島民への援護の拡充を図っております。

最後に、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務ですが、利用者からの要望を踏まえ、年度当初に各種貸付資金の限度額を引き上げるなど、制度の改善を図っております。

これらの業務につきまして協会といたしましては、平成 23 年度の前理事長の実績評価はおおむね A をお願いできるものと思っております。基準値も 1.0 でお願いしたいと思っております。したがって、先ほどの資料 6 の 2 ページの基準業績勘案率の算定につきましては、トータルとして 1.0 で御審議をお願いしたいと思っております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○上野分科会長 ありがとうございます。

この件につきまして、御質問・御意見等ございますか。

○大隈委員 業績勘案率ではないんですが、期間が 1 月 1 日なんですが、これは通常こういうものなんですか。普通ですと末というのはわかるような気がするんですけども、1 月 1 日というのを教えていただければと思います。

○川名局長 これは発令そのものが 1 月 1 日付で、前任者が退任、後任者が任命という発令でございました。

○大隈委員 わかりました。

○上野分科会長 そのほかに御意見・御質問ございますか。

○渡邊委員 これは単純な質問ですけれども、理事長が退任する場合は年齢なんですか、

それとも在職期間が何期過ぎたからもうという仕組みなんですか。基本的なことですが。
○川名局長 理事長クラスですと、任期中に70歳を超えないような段階で任命されるということですので。ですから、任期は70歳までというのが基本です。まれに特別なケースはあるのかもしれませんが、基本はそうになっております。

○上野分科会長 そのほかに御質問・御意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、これは業績勘案率1.0ということでお願いいたします。

○川名局長 ありがとうございます。

○上野分科会長 この業績勘案率(案)につきましては、3月29日に行われます親委員会で資料配付ということになります。

それでは、次に5番目の議題、報告事項について、まず、業務方法書の一部変更につきまして北対協から御説明をお願いいたします。

○畠平上席専門官 それでは、業務方法書の一部変更について御報告させていただきます。資料8をお開き願います。

2ページから協会の業務方法書を載せております。第8条に貸付条件等とございまして、貸付金の種類、用途、相手方、利率等については別表のとおりとするという項目がございまして、その別表を7～8ページに載せております。この一部を今回変更させていただくこととなります。

今回の変更事項でございしますが、貸付金の種類のうち事業設備資金、これは3種類ございます。漁業資金、農林資金、商工資金及び住宅資金に係る貸付利率の変更を行わせていただくということでございます。この変更は、4月と10月の2回定期的に行っている利率の変更でございます。

変更の内容でございしますが、直近月(3月)の基準金利に基づきまして、4月の当協会の利率を変更させていただくことになっております。ちなみに事業設備資金でございしますが、事業資金が基準としております漁業近代化資金の利率が3月現在で1.3%となっております。他の制度資金よりも低利に設定するという法の趣旨を踏まえまして、設定水準を基準金利の80%としておりますことから、協会の利率は1.04%となります。ちなみに現行利率との比較では0.08%の引下げとなります。

同様に、住宅資金につきましては、住宅金融支援機構と民間金融機関の提携によります証券化ローンフラット35の全国平均利率を使わせていただいております。この利率が2.317%となっておりますので、その8掛けで4月からの利率は1.85%、これも現行から0.11%の引下げとなります。

なお、同時期に見直させていただいております経営資金につきましては、償還が1年内及び1年超3年以内の両資金とも基準としております資金の利率に変更がございませんでしたので、現行のまま据え置きとさせていただきます。

以上が、業務方法書の一部変更でございます。

次に、資料9をお開き願います。「1.借入を必要とする理由」でございしますが、北方地

域旧漁業権者等に対する事業及び生活に必要とする資金 14 億円を貸し付ける原資及び長期借入金の一部返済原資といたしまして、市中金融機関から借り入れるものでございます。なお、当協会の年間の貸付総額は業務方法書において 14 億円以内と定められております。

「2. 借入金の額」でございますが、総借入額は 16 億 9,190 万円必要となります。内訳でございますが、基金 10 億円を直接担保としている借入金が 2 億 5,190 万円、無担保借入が 14 億 4,000 万円となります。借入予定先は、前年と同様、長期借入金の安定した調達を図るため、北海道の地方銀行でございます北洋銀行ほか 4 行から借入れを予定しております。

借入れの利率でございますが、有担保借入れにつきましては、1 年ものの定期預金預入利率、現在 0.03%でございます。これに 0.5%を乗せたもので 0.53%で借り入れる予定でございます。無担保借入れは、みずほコーポレート銀行発表の長期プライムレートを適用させていただきます。現行で 1.35%でございます。実際の借入時は平成 25 年の 3 月となりますので、この時点の長期プライムレートということになります。

「5. 借入金の償還の方法及び期限」でございますが、償還方法は年 1 回払いの年賦元金均等償還でございます。償還期限は借入れした翌事業年度を第 1 回償還日といたしまして、7 年以内で償還することになっております。

「6. 利息の支払の方法及び期限」でございますが、支払い方法は年 2 回、半年ごとの後払いとなります。支払期限は、元金と同様でございます。

次に、長期借入金の償還計画でございますが、2 ページの 1 の表を御覧いただきたいと思っております。平成 23 事業年度末の長期借入金残高見込みは 49 億 7,910 万円の予定となっております。平成 24 事業年度の新規借入予定額が 16 億 9,190 万円。これに対しまして償還予定額は 12 億 2,680 万円となりますので、年度末の借入残高は 54 億 4,420 万円、4 億 6,510 万円の増となる見込みでございます。

なお、詳細は 3～5 ページの表にまとめてございます。

次に、平成 24 事業年度に借入れを予定している 16 億 9,190 万円の償還金でございますが、2 ページの下の表に示しましたとおり、平成 25 年度を第 1 回といたしまして、平成 31 年度まで毎年 2 億 4,170 万円を 7 回で償還するものでございます。

以上、簡単でございますが、北対協の業務方法書の一部変更及び長期借入金の説明とさせていただきます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

この件につきまして、御質問・御意見等ございますか。

○沼尾委員 資料 9 の最後に参考資料ということで、貸倒懸念と破産更生債権等が分類されているんですけども、この辺りの御説明いただけないでしょうか。

○畠平上席専門官 平成 23 年 3 月末の貸付残高と引当金を差し引いた実質の債権を示しております。貸付残高が 51 億 1,200 万円、これに対しまして引当金が 8,414 万円。それを引いて優良債権として 50 億 2,800 万円持っているということでございます。これに対しま

して年度末の長期借入金の残高が 45 億 5,100 万円でございますので、これに預貯金等と基金 10 億円を合わせますと 63 億 1,100 万円を有していると、十分返済能力はあるという表でございます。

○沼尾委員 ありがとうございます。

○上野分科会長 ほかに何か御質問・御意見ございますか。よろしいですか。

先ほどの業務方法書の一部変更、長期借入金償還計画につきましては、3月29日の親委員会の独立行政法人評価委員会の意見を聞くことになっております。

それでは、先ほどの2番目の議題に戻りたいと思います。

○山崎事務官 大変失礼いたしました。今から平成22年度の北対協の項目別評価表をお渡しいたします。

○上野分科会長 それでは、説明をお願いいたします。

○山崎事務官 それでは、2つ並べていただいてよろしいでしょうか。まず、1つ目の一般管理費の削減です。評価指標のところは平成22年度は「一般管理費の削減の進捗状況」となっていて、達成か未達成かとなっております。これは、中期計画のところでは平成19年度に対して平成24年度は7%削減することになっておりますので、段階的に引き下げていって、最終的に平成19年度と比較して7%の削減になっているという目標でございますので、その途中段階といたしまして一般管理費の削減状況が計画どおり進んでいるか、計画を下回っているかという評価基準にいたしました。平成22年度と表現ぶりが変わっているのは、日本語としてわかりやすくするために「一般管理費の削減状況」として、計画どおりか計画を下回るかという評価基準にしております。

次ですが、以前は「削減手段と削減内容」という評価指標で、評価基準が「事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行したか」となっていて、本来であれば評価基準のところに書いてある事務処理の効率化と事務経費の節約の状況が評価指標になるべきだと考え、平成23年度の業務実績につきましては、評価指標として「事務処理の効率化及び事務経費の削減状況」と置きました。その評価基準については、法人の説明を受けて分科会委員の先生方に御判断いただきたいという形にしております。

質問があれば、その場でいただければと思いますので、お願いします。

次の業務経費も同じでございます。特殊要因に基づく経費及び一時経費を除くものについて、前年度比1%の経費の効率化を図ることが中期計画に書かれております。次の年度計画では、中期計画を踏まえた事業の効率化を引き続き推進するとなっておりますので、「業務経費の効率化状況」ということで北対協が計画どおり効率化しているか、計画を下回る効率化状況なのかということで、達成、未達成のA・D評価といたしました。

2つ目につきましても、先ほどの一般管理費と同じ考え方から、各支援事業における経費の効率化を行ったかどうかを評価指標に書いて、その状況を先生方に御判断いただきたいという構図になっております。

次が、中期目標終了時の組織・業務の見直しの結論ですが、黄色く消しておりますとこ

ろは平成 22 年度末に常勤職員 1 名削減という目標があったんですけれども、平成 23 年度はそのような目標はございませんので、すべて削除しております。

引き続き給与水準の適正化については検討して、その検証結果及び取組状況を公表するという計画になっておりますので、検証結果と取組の公表状況を評価指標に据えまして、実績の部分で先生方に御判断いただきたいと思っております。これも平成 22 年度の方を見ていただければと思いますけれども、定期的な検証結果及び取組状況の公表だけをもって評価としていたんですけれども、検証結果をきちんと法人から説明することによって、より明確なものになると思ひまして、平成 22 年度のものを 2 つに分けて評価していただきたいと考えております。

次に、契約の部分ですけれども、評価指標として「随意契約等見直し計画の達成に向けた進捗状況」は変わりません。平成 22 年度も評価基準の中に「随意契約及び一者応札・一者応募の見直しを行っているか」というのがございますので、この部分については見直しの計画に沿ったものですので、北対協の実績評価の中に出てくるものだと考えておられて明確にはしておりません。計画達成のための取組状況を併せて報告していただいで判断いただくと。

次に、「随意契約の要件の明確な設定」からずっと設定、未設定という項目が続いているんですけれども、こちらも前年度に基づいて作成しております。評価指標が公告期間等の適切な設定や指名競争入札限度額の適切な設定が続いておりますので、設定したか、していないかの 2 段階評価で続けております。

以下「公募等に関する要領・マニュアル等の整備状況」。整備状況は一概に達成、未達成とは言いづらいものですので、以下については先生方に御判断いただくべく、指標自体は変えておりませんが、評価基準を法人の取組状況の説明を受けて分科会で御判断いただくという形にしております。

続きまして、内部統制・ガバナンスの強化に向けた検討ですけれども、こちら難しいかとは思いますが、法人の内部統制・ガバナンス評価の取組状況だけを評価指標に据えまして、内容については法人の実績評価で見えていただいで御判断いただくと。

それ以降、リーダーシップを発揮できる環境の整備があるか、理事長の役職員に対する協会のミッションの具体的な周知設定の取組状況なども、昨年、評価基準の場所に書かれていたものを評価指標として、基準の御判断は法人の説明を受けて先生方にしていただきたいと考えております。

ただ、その中に「理事長によるマネジメント単位ごとのアクションプランの設定」がありまして、これは昨年にもあったんですけれども、これは設定したか、していないかという事で判断できると思ひます。

財務内容等の一層の透明化を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の従事を図るものとする。評価指標には、平成 22 年度の評価基準にある「財務内容等の一層の透明化確保のための取組状況」としております。その内容は御判断いただくと。

○沼尾委員 よろしいですか。今の3ページの内部統制・ガバナンス強化の取組状況ですが、平成22年度のものを見ると、評価基準としてコンプライアンスの推進に関する規定の整備徹底とか、財務諸表監査の枠内で会計監査の監査人から意見を聴取しているとか、ある種の評価の基準になるものが書かれていて、それが今回のものだと、説明を受けて協議により判定するとの記載に留まっており、何の説明を受けるのかということが落ちてしまっているんですけども。

○石川委員 それ以外にも落ちているところがありますよね。その上も全部落ちてしまっているので、去年は評価基準にどのように判断するかが書かれてあったので、それに基づいて判断していました。全体の内部統制を評価するということになると、曖昧になると思われます。

○沼尾委員 すべて説明を聞いて協議で決めるということで、何を基準に説明を聞けばいいのかという情報が全部落ちてしまっているので、これはどうしたらいいんだろうと思いつつながら今聞いていたんですけども。

○石川委員 このまま去年の評価基準は入れ込めないのでしょうか。去年、評価基準だったものを、そのまま評価指標に全部入れ込んでいただいた方がよろしいかと。

○山崎事務官 例えば、内部統制の部分だとコンプライアンスの推進に関する規定を整備し、その徹底を図っているかというところを評価指標にそのまま入れるということですか。

○石川委員 そうですね、その上も、それ以降も全部。

○山崎事務官 わかりました。

○石川委員 監事及び会計監査人による監査の基準も全部、要約されてしまっているので、具体的に何をしていたかを記入していただかないと。我々も昨年度の基準を全部覚えているわけではないですし。

○山崎事務官 そういったところをまず法人が実績として上げて、それが適切かどうかというのを御判断いただこうと思っておりましてので、今までどおりの基準のところにあったものを指標として流用する方が判断しやすいということであれば、そのようにいたします。

○沼尾委員 説明を受けて協議により評価するのは構わないんですけども、その説明を受けているときに、何に着目して説明を受けたものから判断材料をとってくればいいのかという情報が落ちてしまうと、我々も評価しづらくなってしまうということなんですけれども。

○山崎事務官 例えば「内部統制・ガバナンス強化の取組状況」であれば「コンプライアンスの推進に関する規定を整備し、その徹底を図っているか」というところを評価指標に書き込んで、これは「徹底を図っているか」ですので、図っているかという状況を北対協に実績として書いていただいで判断すると。

○沼尾委員 それを説明として受けて、協議で判定するというふうに。

○石川委員 去年の指標をそのまま使えないのでしょうか。使った方がよろしいかと思

ます。

○大隈委員 評価基準に書いてあるものを評価指標にそのまま書く。今は項目になってしまっていますよね、表題というのでしょうか。細かい内容を書いていただくのがいいと思いますけれども。

○山崎事務官 今の評価基準の部分を指標にそのまま落とす。わかりました、そのように再度修正してお送りいたします。

○上野分科会長 ほかのところも多分みんなそうですよね。

○山崎事務官 そうですね。参考にしました他法人のものが大体大きく分かれておりましたので、そちらに合わせてしまったというのもあるんですが、それ以降についても、全部この部分についてはそのように修正いたしまして、再度お送りいたします。次以降の部分もすべてはそうになっておりませんので、実施の状況や支援の内容といったものを書いておきますので、一度お目通しいただくという意味で、このまま説明を続けてもよろしいでしょうか。

国民世論の啓発の部分ですが、ここは先ほど説明いたしましたとおり1点、広報啓発の重点化による効率化状況という指標を入れております。ここも、具体的内容を書き込むということでもよろしいですか。例えば、閣議決定された文章にも具体的内容ということで「広報啓発の方法を見直して重点化を図るとともに、低コスト型の活動を推進することにより一層の効率化を図る」と書かれていますので、この辺をうまく指標に詳しく目に入れ込んだものにいたします。

○渡邊委員 今、議論している部分というのは、参考資料3の北対協の部分に書かれている棒線がありますよね。その棒線の先に、「基本的な指標とは別の適切な指標を設定し」という文言を反映して、ここに入れているという意味合いではないんですか。項目がたくさん増えていますよね。私が言った部分はどうでもいいんだけど、こちらを受けて文脈としてこういうふうになっているということですね。

○山崎事務官 はい。

○渡邊委員 結構です。

○山崎事務官 国民世論の啓発の支援事業の合計回数については変わっておりません。

次の「助成に関する支援条件及びその審査状況」ですが、支援状況が妥当かという評価指標にしても、法人は妥当だと思ってやっている事業ですので、そこを評価指標に入れ込むというのもある話なのではないかと思ひまして、支援状況がどういうものなのか及び審査状況がどういうものなのかということをお北対協に実績として入れていただいて、それについて判断いただくと。それよりも、先ほど御意見がありましたように、評価基準の部分をそのまま評価指標に移す方がわかりやすいですか。そうであれば、ここも助成の支援状況は妥当かということと、審査は厳格に行われたかということに分けて2つの評価指標にします。

○石川委員 やはり入れていただいた方がいいと思います。「審査状況」だけですと、審査

が厳格なのかという判断とそれとは別に、審査期間が適正な期間だったのかといった細かい判断もあるでしょう。もし必要であれば、そういったことも全部入れ込めいただく必要があるので、3月末までの期日ということならば、「厳格性」を見るという指標を一言入れていただかないと、判断する上で厳しいと思います。

○山崎事務官 わかりました。では、それ以降の支援内容も助成の支援額が妥当かという1ますと、その支援内容をどのように工夫したかという2ますに分ける、平成22年度のもので2つに評価指標に落とすということにいたします。

その次も「啓発事業の効果について、各事業実施団体から、具体的な指標を明示した報告を受けたか」という評価指標にして、受けた、受けていないという表にいたします。

例えば、平成22年の8ページの評価基準の上から2ます目の下の段に「事業の効果を把握するための指標について検討を行ったか」とありますが、これをそのまま評価指標に入れてしまうと、検討を行ったかどうかで基準になってしまって、検討の内容が出てきていないと。その成果が見えないということをお話になられていたかと思えます。そこを改善するために検討状況を指標にして、法人に実績として報告をいただいて判断いただくという意図なんですけれども、ここも、もともとの指標について検討を行ったかどうかの判断の方がよろしいですか、そこは臨機応変にということでしょうか。

○沼尾委員 ここは政独委からのコメントを受けて、つまり検討を行ったかどうかというよりも、そもそも指標がないではないかという指摘があるので、もう一步踏み込んで、検討した上で検討状況がどうかというところまで進展させて御判断でやられたということですよ。それであれば、検討状況ということでもいいのではないかと思います。

○山崎事務官 それでは、平成23年度の紫色で塗ってある「事業の効果を把握するための指標の具体的検討状況」については、このままでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、次に講師派遣の実績ですが、これは計画どおり、計画を下回るかということによって変わりありません。

(ウ)協会や県民会議のパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行うというところですが、これも「推進委員の配置人数は適当か」という枠と「各機関の連携が緊密に行われたか」という2つに分けた評価指標にいたします。

次は、推進委員制度の効果的な運用として「情報提供を行い効果がみられるか」ということだったので「推進委員制度を活用し情報共有した効果」を指標に入れておりましたが、これは同じかなと思いますけれども、今のままでよろしいでしょうか。

各会議の開催実績については、開催を計画どおりしたか、していないかというものと、会議目的の達成というのがありました。開催の効果がどうだったか、開催の目的を達成することができたかとしますと、やはり会議の目的を達成することができたかという指標にして、達成、未達成という判断でよろしいでしょうか。よろしければ、そのように変更いたします。

(オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施するということですが、平成 22 年を見ますと「目的に照らし各種事業が予定通り行われたか、事業内容は適当であり効果がみられるか」ということについて、(i)(ii)(iii)と平成 23 年度については(iv)まであるんですけれども、各効果についてそれぞれ報告をしていただいて、大項目としては 1 つの評価と。その実施状況の中で開催状況も出てくると思いましたので、このような評価指標にしておりますが、これはよろしいでしょうか。

○沼尾委員 これもやはり事業が予定どおり行われたかということと、内容が適切で効果が見られるかというのは、それぞれ入れていただいた方がいいと思います。

○山崎事務官 わかりました。各(i)(ii)(iii)(iv)の事業について計画どおりの実施だったかどうかということと。

○沼尾委員 内容が適切で効果が見られるかを入れていただいた方がいいと思います。

○山崎事務官 わかりました。

次は、平成 23 年度に新規で行いました北方領土返還要求全国キャンペーンを実施するというので、この項目はすべて新しいものなんですが、北方領土返還要求全国キャンペーンの概要をまず御説明いたしますと、全国 7 都市でのイベントや、地方 36 都市でのイベント、それに『R25』等を使った広報や地方新聞へ記事を掲載したり、いろいろなメディアをミックスして全国キャンペーンとしてやったものでございます。この全国キャンペーンの実施状況を指標に立てましたのは、まず、実施の内容を評価いただいて、効果というのは今、北対協と内閣府の方で業者も交えてやっているところですので、イベントの参加総数や地元新聞への掲載数、アンケートの結果というのは出てきやすいものではあるんですけれども、なかなか個々のものについて効果が出しにくい部分もございますので、全国キャンペーンの実施状況と以下参加者数や掲載数、アンケート結果や協力してやった県民会議の反応で評価していただきたいんですけれども、ここもわかりにくいでしょうか。

○石川委員 これについては、今までのものに合わせると、「実施は計画どおりに行われたか」、「行われていなかったのか」がまず 1 つあります。もう一つは効果ということで、イベントの参加者数から、以下 4 つ挙がっているものが効果ということで OK だと思います。問題は、参加者数とか地元新聞への掲載数を目標値として設定して、達成したか、達成していないかという判断をすることが、果たしてできるかどうかということです。地元新聞への掲載が多ければ多いほどいいのか、少なくとも経費をかけなくても反響があった方がいいのか、というところの判断は結構難しくなってきます。その辺の判断をどうするのかということが心配です。また、最後の県民会議等の反応状況をどのように判断するのかは、かなり難しいかと思えます。「良いのか悪いのか」ということで判断するのか、「非常に勉強になりました」ということをどこまで判断できるのか、どのように判断するのかは難しいと思えます。特に比較すべきものも何もないと思われそうです。

○山崎事務官 確かに、目標値というものが特にあるわけではなくて、地元新聞へこれく

らい掲載していただいて、推定どれくらいの方が目を通していただいたかということを実績として北対協に上げていただいて、その実績を見て、それぐらいなら効果があったとか、いや、もうちょっとできたんじゃないかというようなことを御判断いただくか。初めの目標値というものが無いので、難しいところではあります。

上と合わせるようなイメージで、実施状況の部分には全国キャンペーンをちゃんと実施したかどうか、その実施状況はどうかというのが1つ目のまずで、それ以降、イベントの参加者数から反応状況までを効果の部分と見ていただいて、実績を見て御判断いただくというような形でよろしいでしょうか。

○上野分科会長 新聞への掲載数というのがちょっと難しいですね。多ければいいということなんですかね。そうでもないような気がするし。

○石川委員 載せるのは、無料ですか。

○山崎事務官 新聞に広告として出した部分もありますが、地方でイベントをやった記事、こういうことを日曜日にやりましたと出していただいた部分もありますので、そこは予算はかかっていません。指標としては不適切でしょうか。

○石川委員 不適切というか、判断が難しいですね。

○上野分科会長 有料広告と記事として扱われるということとは全然意味が違いますよね。

○山崎事務官 記事の部分は実施状況になりますし、地元新聞に取り上げられたというところは、地方でやったイベントの様子だったりということを想定しております。

○上野分科会長 なくてもいいのかな。参加者数とアンケート結果は明確ですけれども、新聞は評価しづらいですね。

○渡邊委員 例えば、地元新聞にどのくらい数が載っているかということ数を数えるわけでしょう。少ない北対協の人たちが、その作業のために時間を奪われてどうなんだろうと。ほかにも業務があるんじゃないかなという気がするんですけども。それでも言われればやりますということになってしまうのか。確かに細かく評価することは必要なんだけど、あまりそこをそういう形で詰めていくのは果たしてどうかなというのが1点ありますよね。だから、相対的な評価というのをつけてしまったらどうですか。評価の仕方としては、そういうわけにもいかないですか。ここで何人増えたとか何とかというのをやってもいいんですけども、全体としてこの間についてはこうだよと。それを我々が聞いて判断するというやり方は許されるのか、許されないのか、わからないけれども。

○新里監事 地元紙の掲載というのは当然とらえているんじゃないですか、そんなことはないんですか。

○山崎事務官 業者がとっています。

○新里監事 ただ、業務として数をとらえているのであれば、それは評価の指標としてなるんじゃないかと思えますけど。

○山崎事務官 先ほど渡邊先生がおっしゃられた相対的な評価というのは、アンケートや参加者数ではなくてということですか。

○上野分科会長 渡邊先生が言われたのは、全体としてということでしょう。個別の参加者数とかアンケートの結果ではなくて、全体を評価する項目が必要だということですよ。

○渡邊委員 はい。

○上野分科会長 一番上は実施状況となっていますが、予定どおり実施され、効果があったかということですよ。

○荒川理事長 すみません、よろしいですか。新聞のところなんですけれども、地元新聞への掲載数ということで、数えろと言われてればみんな数えてもいいし、業者がやっていれば業者に数えてもらうということなんですけれども、広告はいいいんですが記事で、私が言っているのかわかりませんが、全部褒めてくれているのではなくて、一生懸命やっていたけれども余り人がいなかったよとか、そういうものも評価の数に中に入れていただけるんですか。

○渡邊委員 中には批判の記事もあるということですか。

○荒川理事長 批判というか、一生懸命やっていたけれども、それほど集まっていなかったですねというのも実際に今までありました。それも、知らなかった人には、こういうことをやっているんだなという一つの記事にはなりますけれども。イベントをやって、それを掲載したということでカウントするんですよととらえればよろしいのでしょうか。

○山崎事務官 すみません、正直言ってそこまでは考えておりませんでした。新聞については今回は落として、次回以降何か裾野を広げるような事業をするときには、きちんと検討してまたお諮りしたいと思いますので、今回の指標からは新聞の掲載数は落とさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

確認なんですけれども、全国キャンペーンの評価指標につきましては、一番初めの項目を「全国キャンペーンの実施及び効果」といたしまして、その実施状況とそれぞれの効果について北対協に自己評価をしていただく欄をつくって、それを御覧いただいて委員の先生に御判断を、まず全体的なものとしていただくと。その次に、イベントの参加者数やアンケートの結果も掲載しまして、県民会議等の反応も1番目に似てしまうかもしれませんが、北対協が聴取した実績を載せていただいて御判断いただくということでもよろしいでしょうか。勿論、県民会議の中にも賛否両論は出てくるかと思いますが、そこは実績として得た北対協が今後こういうことを検討するという事まで書いていただいて評価をすれば、反応状況についての評価は新聞ほどは難しくないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○上野分科会長 それでいいと思います。

○山崎事務官 ありがとうございます。

それでは、啓発施設に移りたいと思います。「意見箱の意見結果」、先ほどお話にありましたように、80%、70%というのが妥当かどうかというところも確かにあって、平成22年度の評価を見ますと、北方館90%、別海北方展望塔100%、羅臼国後展望塔96.1%となっておりますので、前年度の結果が見えている中80%をAにするというのも考えましたが、

ほかの並びと例年に倣って記載しております。もし前年度がそういうことであれば90%以上を指標にという御意見があればそうしたいと思いますが、いかがでしょうか。このままでよければ、このままでいきたいと思いますが。

○渡邊委員 このままでいいんじゃないですか。

○山崎事務官 わかりました。では、意見箱はこのままでいきます。

「啓発施設の活用状況」ですけれども、平成22年度では「北方館等の啓発施設は保有目的に照らして有効に利用されたか」という同じような文言になっておりましたので「活用状況」といたしました。これは資料3の政独委の御意見にもありましたし、分科会の中でもお話があったかと思いますが、来館者からの具体的な改善要望をちゃんと把握しているかと、改善要望に対する対応状況はどういうものかということで、2つ指標をつけております。これはよろしいでしょうか。

○石川委員 啓発施設の活用状況については、できれば前年度と同じ形にさせていただいた方がよろしいかと思えます。以下の具体的な改善要望の把握状況と対応状況についてはよろしいかと思えます。

○山崎事務官 わかりました。意見箱の下の欄は「北方館等の啓発施設は保有目的に照らして有効に利用されたか」という平成22年度の評価基準の文言をそのまま使うように修正いたします。

次に、青少年や教育者に対する啓発の部分ですけれども、評価基準のところ「目的に照らし各種研修が予定通り行われたか」ということですので、研修事業の実施が計画どおりか、計画どおりでなかったかを一番上に持ってきました。

2つ目「研修の内容や方法が適切であったか」というのがありましたので、これも「研修の内容・方法が適切か」という一言を2段目につけ加えます。

次ですが、「前年度の各事業に対する意見等を踏まえ、プログラム内容の充実が図られたか」ということで「前年度事業への意見等を踏まえた改善・プログラム充実状況」としております。

次は、参加者のアンケートか報告書の提出を事業の中で行っているようですので、そのアンケートと報告書の提出状況、その内容の把握状況としております。これは、以前は「提出を受けたか」だけになっていましたが、その内容の把握というのも私の方で加えました。

アンケートにつきましては、平成22年度の実績部分からアンケートを実施している事業各々について80%以上、70%以上、60%という評価基準をつけております。

次が、新しく平成23年度事業として加わっている部分なんですけれども、スピーチコンテストの開催、副教材ソフトの作成、デジタルライブラリーに掲載するコンテンツの作成で、この作成をしたことや実施の状況を指標に入れたんですけれども、というのも、スピーチコンテストはアンケートをとるような性質のものではございませんし、副教材ソフトも誰かがそれを見て意見を述べるような性質のものではございませんでしたので、ここはまとめとてちゃんとこういう事業を行ったかということの評価指標にしてあるんですけれども、

よろしいでしょうか。ここも先ほどの全国キャンペーンと同じように、法人としての全体的な効果を示した方がいいということであれば、全国キャンペーンの1段目と同じように「実施状況及び効果」とつけ加えた方がよろしいですか。

○上野分科会長 この効果というのはなかなか、スピーチコンテストについては何人ぐらい参加したのかというのはあり得ると思うんですけども、副教材ソフトと啓発映像コンテンツというのは評価が難しいですよ。つくったか、つくらないかというだけの話かなと思いますけれども。

○山崎事務官 では、この評価指標については、このままにさせていただきます。

○上野分科会長 今のスピーチコンテストのところは参加者数とか書き込みますか。

○山崎事務官 応募数という形にして。

○上野分科会長 実施状況でわかるといえばわかりますけれども。どのくらいの人が応募してとか、何人ぐらいが聞いていたとか、そういうことですよ。まあ、いいですかね。

○山崎事務官 では、実績の部分で応募者数を書き込んでいただくことにします。

それでは、次に、学校教育の部分なんですけれども「『北方領土問題教育者会議』の設置・支援状況」は、「『北方領土問題教育者会議』の設置状況及び支援内容」と、ここも1つにくくっておりますので、平成22年度の評価基準にありますように「教育者会議の設置の働きかけを適切に行い、それを受け、会議の新たな設置があったか」という1つの項目と、「成立済みの会議への支援状況及び内容は有益であったか」というものにいたします。

次に、各県の教育者会議の連携を図るための教育者全国会議の開催をしたか、していないか、実施、未実施。その会議の効果はどうだったのか、内容は有意義であったかというところを効果にしたんですけれども、いかがでしょうか。会議の内容が有意義であったかの方がよろしいですか。ここも、下に参加者のアンケートという法人の実績部分にあったものを切り出して指標に据えましたので、有意義だというアンケート結果がございましたので、会議の内容は有意義かという指標にはせずに、上を会議開催の効果としました。

○上野分科会長 これは、よろしいのではないですか。

○山崎事務官 ありがとうございます。

次が、わかりやすい情報の提供ですが「啓発用資料等の提供方法・内容は工夫されているか」ですので、この部分も「提供方法・内容は工夫されているか」の部分を追加します。

次が、ホームページの一層の充実努めるという部分が平成23年度で新しく加わっておりますので、評価指標の中にも「協会ホームページの充実状況」を加えました。

更新の部分も「速やかに行われたか」という部分が、速やか度合いは何なんだろうと考えたときに、北方対策本部も速やかな更新ということを政策評価の中に入れておきまして、当本部の目標値が月1回以上になっておりますので、そこに合わせて月1回以上きちんと情報を更新しているか、更新していないかとしました。

○沼尾委員 月1回だとどちらになるんですか。

○山崎事務官 確かにそうですね。月1回未満にしておきます、失礼いたしました。

次ですが、「教育者及び青少年向けに北方領土問題に関する自主学習等に役立つような情報の発信が図られたか」ということで、平成 23 年度は「自主学習に役立つような情報発信状況」としました。

○上野分科会長 すみません、ちょっと前後しますけれども、ホームページの充実は月ごとのアクセス件数とか、そういうふうに設定されていれば簡単に調べがつくんですけども、その辺はどうなっているのでしょうか。

○川名局長 大丈夫です。

○上野分科会長 どのくらいアクセスすればいいとか悪いという問題ではなくて、アクセス件数が増えているのか、減っているのかとか、そういうことだと思います。減っているということはあまりよくないと、多分そういうことになるとと思います。コンスタントであれば問題ないので、アクセス件数とか。

○山崎事務官 アクセス件数についてですけれども、本部でもとっておりまして、8月と2月が強調月間となりまして、全国でいろいろなイベントを集中的にやる期間になっております。その期間は突出して本部のアクセスも高いんですけれども、それ以外の月は低調といいますか、先日のようにプーチン首相の発言があったとかになると、またドンと増えるんですが、内容にかかわらず、外的要因に左右される部分が多少大きい気はいたします。

○上野分科会長 月ごとの比較というよりは多分年度比較ですよ。月によって多分そういう状況はあるから。

○川名局長 今のアクセス件数の話は、世の中でそういう問題が出てきて、バーッとアクセスが増えたりとか、あるいは平時ですと、それが前年度に比べて減ったりとか、それが評価の対象になるというのはちょっとどうかなという気がしています。参考にそういうものを出すというのは勿論いいと思いますが、評価とはちょっと違うのかなという気がいたします。

○上野分科会長 わかりました。

○山崎事務官 では、充実状況について法人から実績を御説明いただいて、教育者及び青少年向けの自主学習に役立つような情報発信状況といたします。

次は交流事業に移ります。交流事業につきましても見直し方針の中でうたわれておりまして、参考資料4ですが、平成24年度は御存じのとおり新船が就航するんですけれども、それに併せて事業の実施方法を見直すこととし、平成23年度中に具体的な結論を得るとありますので、これに沿って指標の部分に書き加えたいと思います。結論を得るという形に最後はなっておりますが、その結論が妥当かどうかというところもありますので、見直し状況についてイエス、ノー判断ではなく中身を見ていただくという意味で、法人の説明を受けて委員の先生に判断いただくという形にして、評価指標はもう少し詳しく書き込みます。

「交流事業の実施状況」ですけれども、「訪問事業を予定通り実施したか」「訪問事業は目的に沿って行われたか」とあるんですが、訪問事業の予定どおりの実施が今まで評価基

準に入っていたんですけども、これをしなかったのは天候の影響などで遅れてしまったりとか、特に平成 23 年度の頭は業者の関係で 1 回目中断になったりしておりますので、予定どおりか否かで判断するのはいかがかなと思ひまして落としました。目的に沿って行われたかについては、そのような書きぶりで交流事業の実施状況に「交流事業の目的に沿った実施状況」という形で書き加えたいと思ひます。

次に「訪問・受入事業参加者からの意見募集実施状況」ということで、評価基準の部分を分解いたしまして、ちゃんと意見募集を両方行っているかで実施、未実施。北対協がメインで内閣府の事業を行っておりますのは訪問事業でございますので、訪問事業の参加者から聴取した意見の把握、その事業への反映状況を指標に据えております。ここは、これで評価基準の部分を満たしているかと思ひますが、よろしいでしょうか。

よろしければ、専門家交流に移ります。専門家交流の実施につきましても、先ほどの交流と同じように、これも先方の理由によって研究費がつかなかったということで急にまったりする事例もございますので、そこを評価指標に据えることはせずに、実施状況というところで丸めています。

ただ、実施した場合にはちゃんと提出を受けた報告書を把握して、平成 22 年度の専門家交流の 2 ます目になります「教育専門家から次回以降の事業内容の改善に役立つ報告書の提出を受けたか」。これだけ読むと提出を受けたかどうかということだと思ひますけれども、事業内容の改善に役立つ報告書かどうかを判断するためには、法人がその内容をちゃんと把握しないとイケませんので、平成 23 年度版には「教育専門家から提出を受けた報告書の把握状況」、提出を受けることは大前提として内容をちゃんと把握しているかを指標に据えました。

次に、日本語講師については、意見聴取などを踏まえたカリキュラムの見直しや改善が行われたか、改善状況ということで入れております。

次に、平成 22 年度の最後のますですけれども、日本語講師派遣の報告書及び報告会について提出を受け、報告会を予定どおり開催したかとあるんですが、その次に、報告会を開催したかどうかではなく、ここも同じく報告会の内容をちゃんと把握しているか、それを今後の事業に活かす検討をしているかを指標に据えております。平成 22 年度の 16 ページの一番下には「今後の事業の効果的实施につながる内容の報告会であったか」というのがありますが、報告会というよりは内容がしっかりしていればいいのかなと思ひ、この表現では若干わかりづらい部分があると思ひたので、「報告会の内容把握と今後の検討に活かす」という指標にしております。

○沼尾委員 すみません、ここなんですけれども、まず、上から 2 つ目の「専門家から提出を受けた報告の把握状況」と今の内容把握のところは、元のものを活かしていただいた方がいいのかなと思ひます。つまり、把握していればいいのかどうかということを知っているのか、その中身についてどういう観点で評価をすればいいのかということがわからなくなってしまうわけですね。その中身が事業内容の改善に役立つ報告書だったのかどう

かというところを評価してほしいというのが、前年度のものだとはっきり書かれているんですけども、これだけ見ると中身が把握されていれば、それでいいというふうにもとれてしまって、評価の基準が何なのかということがわからなくなってしまうんですね。なので、元のを生かして明確に記載していただいた方がありがたいし、恐らく北対協もそういう観点からきっちり資料を準備してくださると思うので。

○山崎事務官 この報告書というのは、北対協がつくるものではないですよ。

○沼尾委員 評価のための資料をそういう観点から用意してくださると思うので。

○山崎事務官 では、これは元のままにいたします。

次の報告会の方は、落とした部分の効果的実施につながる内容の報告会であったのかというところも。

○沼尾委員 入れていただいた方がいいと思います。

○山崎事務官 では、ここは「及び」でつなげるとごちゃごちゃしてしまいますので、平成 22 年度の基準のように 3 段に分けて掲載します。

その他の部分、実施関係団体による協議を行う、予定どおり実施されたかという部分を落として、協議するものとしてやってしまったので、まず、計画どおりの実施を入れて「次回以降の事業内容の改善に資することができるよう協議の内容の分析・活用が適切に行われているか」という記述に変えたいと思います。

後継船舶の確保ですが、これもそのまま評価基準のところも進捗状況で、評価指標のところは「確保に向けた手続」というわからない形になっていたので「業務の進捗状況」といたしました。

平成 23 年度には進捗状況の 1 つとして、船名の公募とその発表が計画の中に加わっておりますので、船名をちゃんと公表したか、どのような効果的な公表方法をとったのかというところで「公表内容」としております。

次が、先ほど議論のあった部分ですけども、調査研究についてです。政独委の御指摘は、中期計画の中にホームページに公表した後、事後における実施効果の検証結果及び評価委員会による評価に基づいて、必要性の低下した事業などについては積極的に見直し改廃を図ると書いてあるんですけども、その部分がないという指摘でございました。ただ、これが出されたのが昨年 12 月でして、平成 23 年度計画は年度当初にできてしまっているものですから入っておりません。その部分についての対応ですが、下の段で、実施した事業について事後評価をどのように行うかを今年度は検証するというものを入れ込みました。その検討状況については、実績の部分で法人から御報告いただいて判断していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、今、北対協と平成 24 年の計画についても協議しているところでして、その平成 24 年度計画には政独委の指摘に耐え得るような計画を策定しようと調整中でございます。

上の段については、まずはレポートをつくっていただいて、公表したか、していないかの評価基準になっております。

○石川委員 ちょっと確認なのですが、政独委の指摘というのは、「指標を立てた上で、ここに盛り込んで、それを評価する」と言っているのだと私は理解したのですが、そうではないということですか。「指標を検討しているかどうかを評価する」ということなのでしょうか。「指標の検討状況をチェックしなさい」と政独委は言っているのでしょうか。「事前に設定して、その上で評価する」ということでしょうか。

○大隈委員 本来はそうだけれども、今時点だと間に合わないということではないですか。

○石川委員 「間に合わないから、仕方がないですよ」ということなのでしょうか。「早急に設定させた上で」と指摘されていますが。

○大隈委員 やはりしないといけないんじゃないですかね。

○石川委員 設定状況でいいのかどうかという。

○山崎事務官 確かに御指摘はごもっともで、間に合わないからやらないというのは言い訳になってしまうんですけども、北対協の全体の計画が平成24年度までですので、中期計画期間5年間で積極的な見直しの改廃を図ると解釈しての項目だったんですね。事後評価と積極的な見直しの「その際」以下が加わったときの経緯を調べたんですが、それは中期目標期間5年間のものを最後にはちゃんと見直しなさいねという指摘があって入れたものでしたので、成立経緯を持ち出すのがいいか悪いかは置いておいて、実際平成23年度の年度計画には、まだ事業の見直しを図る部分まで入れ込まれておりません。ただ、指摘は看過することはできませんので、平成24年度にきちんと指標を設定して見直すべく、平成23年度についてはその検討を進めるということで説明をしたいと思います。それに伴って、平成24年度の年度計画にも勿論、指標の策定については計画の中に盛り込みたいと思います。

なかなか難しいと思うんですが、今でなくてもまた後でも。よろしいでしょうか。

○上野分科会長 今回の調査研究のところで、中期計画の各項目を見る限りでは、評価指標のところに政独委の事業の積極的な改廃が適切に行われているか評価を行うべきであると書いてあるので、それを踏まえてもう少し評価指標のところを積極的に書けないかなということですよ。書けるような気もするんですが。

○石川委員 これについては昨年の事業実績報告書の90～91ページ参照と書いてあって、恐らく、その辺にヒントがあって、何を実施しましたという成果指標があるはず。その成果が何かわかれば、例えばこういうのは、どのように判断するかという指標も考えられるのですが。

○上野分科会長 中期計画の項目の中に、そもそも最初から成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図るというのが入っていますよね。中期目標の最終年度のところで、積極的に見直し改廃を図りましたと書けばいいというだけではなくて、やはり途中のプロセスの平成23年度の段階でも、単に指標の検討というだけではなくて、見直して改廃する部分がないなら、それはそれでいいんですけども、絶対に改廃しなければいけないというわけではないかもしれませんが、見直しを進めているというこ

とが具体的にわかるような評価指標を出しておく必要はないですかね。指標の検討状況というのは少し消極的過ぎる内容かなと。せっかく赤字の部分は追加しているわけですから、もう少し踏み込んだ表現にできないかなと。ホームページに公表しただけではだめだと言っているわけで、見直し状況については評価が行われていないではないかということなので、それを踏まえると、評価指標はもう少し踏み込んだ形の表現、書きぶりにしておいた方がいいかなと思います。

○山崎事務官 すみません、後ほど北対協と相談いたしまして、上野先生や皆様に後日メールでこの部分を御連絡するような形でもよろしいでしょうか。

○上野分科会長 はい。

○山崎事務官 先に進みまして、元島民等の援護についてですが、「『北方地域元居住者研修・交流会』の開催」が計画どおりか、計画を下回ったかという部分は、予定どおり開催したかという部分を切り出しております。また、望ましい効果が得られたかというところですが、望ましい効果というのを評価指標に入れ込む形で「研修・交流会開催の望ましい効果」といたします。

次ですけれども、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して適切な支援を行ったかですが、これも運動に対する適切な支援の状況、支援内容の方がいいでしょうか。「適切な支援の内容」といたします。

「『北方領土関連資料情報発信事業』に対する支援状況」ですが、ここも基準には「適切な支援を行ったか」になっておりますので「対する適切な支援状況」とします。

訪問事業の実施状況につきましても、先ほどの専門家交流や四島交流と同じく外的要因が多いものですので「実施状況」といたしまして、予定どおりか、予定どおりではないかという評価基準にはしておりません。

報告書につきまして「今後の事業に資する報告書の提出を受けたか」、これも先ほどの教育者や日本語講師の部分と同じく、「今後の事業に資する報告書の提出を受けたか」を指標としまして、受けた、受けていないの2段階にいたします。

あと、融資なんですけれども、昨年2月にこの会議で御報告したかと思いますが、貸付限度額の一部見直しを行いました。評価項目、年度計画の中にも一部見直しをするというのが入っております、「融資制度の見直しの実施状況」ということで評価指標を入れております。実施をするか、しないかですので、評価基準も実施、未実施としております。

2つ目は周知なんですけれども、「説明・相談会の実施状況と参加者の状況」とありますが、ここが「予定どおり開催され」という部分が抜けておりますので、予定どおり開催されたか、されていないかという部分を追記して、後段部分「十分な人数が参加したか」というところですが、「説明・相談会の実施状況と参加者の状況」として入れ込みましたが、今の評価基準ですと実施の内容が出てこないと思ひまして、実施の内容と参加者の人数が出てくるように評価指標と評価基準をくっつけた形にしました。

融資事業の周知につきまして「周知すべき事項につき、効果的な方法で広報がなされ、

周知の徹底が図られたか」という部分も、変更事項など周知すべき事項というのを今回大きな変更を行いましたので、変更事項の周知を徹底したかどうかということで、計画どおり周知を徹底したか、計画を下回る周知度合いだったかという2段階にしておりましたが、元の平成22年度の評価基準の言葉をそのまま当てはめる形の方がよろしいでしょうか。そうであれば、ここは変更いたします。

次ですが、関係金融機関との連携強化の部分で、会議の開催実績を計画どおりか、計画を下回るかというのは新しく追加いたしました。年度計画の中に4月に札幌で行う2つの会議が書かれておりましたので、これがちゃんと計画どおり実施されたかどうかを入れ込みまして、「関係機関との連携強化状況」といたしましたが、ここも「関係機関の連携により制度利用の円滑化は進んでいるか」という書き方に変えたいと思います。

また見直しになるんですけれども、こちらは閣議決定文書の中に平成22年度から事業の効率化を実施して、引き続き効率化を図るということでございましたので、融資制度の効率化というリスク管理債権というものを適切に管理していくことだろうと思ひまして、この部分に入れ込んでおります。審査・採択の方法といったものをきちんとやっているかという部分と合わせました。この部分も「効率化状況（審査・採択の方法）」だとわかりづらいという御指摘でしたので、括弧の部分の評価基準の「借入者の返済能力、資金効果等を勘案しつつ、審査を行っているか」にしたいと思ひます。

信用リスクの管理の部分ですけれども、管理状況の中に括弧書きで自己評価基準を入れ込んでありまして、信用リスクの管理が的確に行われているかという部分を全部評価指標に入れておりますので、ここも3つに分けて評価基準に書かれているまま「信用リスクの管理が的確に行われているか」「時効で消滅した債権はないか」「破綻先債権の管理は適切か」に分けたいと思ひます。

次が、平成21年度末の平均比率3%以下にリスク管理債権の比率が抑制されているかというところですが、これも達成、未達成としております。

リスク管理債権の状況については、平成22年度を見ていただきますと、ちょっとわかりづらい表現だったので、ここは評価基準から言葉をとってきまして、「近年のリスク管理債権比率の推移を踏まえた抑制の取組状況」としておりました。そこを「抑制の対策が適切にとられているか」と修正します。

あとは、4つ明確に指標が出るものがございますので、ここは変わっておりません。

表記(ウ)についてと、そのまま評価指標の部分をとってきておりますが、ここは「連帯債務契約の締結が達成目標どおりの水準になるなど債権保全の強化がなされたか」と変えます。

(エ)については、90%以下を持ってきます。

個人情報の適切な管理の取組み状況ですが、赤字にし忘れてしまっていますが、昨年は「個人情報の適切な管理がより一層求められることから」と、今は消されてしまっている文章があって、個人情報の取扱いに対する講座を受講したかどうかの評価基準になってい

たんですが、今年は全員に受講させておりますので、本文中で「なお、個人情報の適切な管理が図られるよう引き続き留意する」という文言に変わっておりますので、それに合わせて「個人情報の適切な管理の取組み状況」として、法人から説明を受けるという形にしております。

融資業務研修会の開催につきましても、開催実績、計画どおりか、計画を下回るかにしまして、「参加者の理解が進んだか」というのが平成22年の評価基準だったんですけれども、「研修会開催による参加者の理解度」としまして、それが向上したか、変わらないかにしました。

資金需要調査の実施というのは今年度は入っておりません。

○佐々木専務理事 融資の部分についてよろしいですか。11ページの一番上の評価指標のところに「(平成22年度12月7日閣議決定)に基づく業務の効率化状況(審査・採択の方法)」と入れておりますけれども、参考資料4の見直しの基本方針を読むと、引き続き業務の効率化に努めるとあるので、リスク債権管理だけに特化したものではないような感じがしますし、逆に、リスク債権管理を適切に管理するには、あまり危険なところには貸出しができないわけですから、ちょっと相反するところもあるのが気になりました。

恐らくこれは融資業務全般について言っているのしょうから、例えば、冒頭のところある資金を統合したとか、そういうものも効率化の一つになるので、もうちょっと効率化というのを全体として見ているという指標の設定の仕方の方がより望ましいのかなど。法人の側からで恐縮ですけれども、見た感じでいくとそういう気がしましたものですから。

○山崎事務官 わかりました。この部分に限定せずに、冒頭、融資事業の限度額の見直しの前に1つ段をつくって、全体に係るような形にいたします。

12ページの予算の部分につきましても別紙となっているんですが、中期計画の予算部分を提示しておりませんでした、失礼いたしました。この部分は、平成22年度ですと評価指標が「予算の執行状況」となっていて、評価基準が「予算、収支計画、資金計画どおりに事業が実行されているか。執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況は適正か」とありますので、そこをそのまま入れております。

次の「財務情報の分析」というのも、ここだけではわからないかと思い、評価基準にある「一般管理費比率、人件費比率等を明らかにしているか」を基準にして、明らかにしている、していないという2段階にしております。

流動資産の管理・運用については、「資金運用計画等は策定されているか。適切に資金は管理されているか」でして、この部分はそのまま評価基準に入れ込んでおりませんので、この2つを評価指標にそのまま入れたいと思います。

短期借入金の使途から始まる部分ですけれども、「借入を行うこととした理由、その使途は適正か」とありまして、その部分についてはすべて「適正性」という言葉を入れて評価指標といたしました。実績部分で適正な理由を述べる際に理由も出てくると思ひまして適正性だけを入れたのですが、御指摘のとおり評価基準にある文言をそのまま移したいと

思います。

担保の差し入れ先についても、平成 22 年度の評価指標に「担保の差し入れ先」とあって、基準に「担保の差し入れ先の選定は妥当か」と書いてありますので、平成 23 年度は「担保の差し入れ先の妥当性」とまとめました。

次に「担保の提供方法は妥当か。低利な資金調達が可能となっているか」とあるんですけども、このつながりが担保の提供方法が妥当だったら、低利な資金調達が可能となるというような実績の書き方を見てそういう感じになっておりましたので、「その効果」としてまとめてしまったんですけども、「担保の提供方法は妥当か」という文言と「低利な資金調達が可能となっているか」の 2 つに分けたいと思います。

次の剰余金の使途ですが、これも平成 22 年度は「剰余金の使途は適正か」となっていましたので、平成 23 年度については「剰余金の使途の適正性」といたしました。

施設整備につきまして、整備状況を計画どおり実施したかということでしたので、2 段階評価で計画どおり、計画を下回るとしました。

職員の人事なんですが、ここも年度目標が変わってございまして、今年度末に常勤職員を 1 人削減するというのは落としました。「職員の適性に応じた人員の配置」で、ここも評価基準は「職員の適性に応じた人員配置」という評価指標に対して、平成 22 年度は「職員の適性に応じた人員配置がなされたか」でした。ただ、人員配置については適切かどうか、人員配置がなされたかどうかというのを一概にイエス、ノーで判断できるものかなと思ひまして、現状を実績のところいろいろと北対協から書き込んでいただいておりますので、今回も同じように人員配置についてはこういう工夫をしているというような実績を書いていただいで評価していただくことにしたいと思ひました。ここを 2 段階にしなかったのは、そういう理由です。

職員の各種研修会への派遣については、派遣を実施したか、していないかで分けております。

長々と失礼いたしました。以上です。

○上野分科会長 ありがとうございます。

そうしましたら、今、検討してきた方向で項目別評価表案をつくり直していただいで、それをなるべく早くメールの添付ファイルで送っていただいで、メールのやりとりでということよろしいですか。

○山崎事務官 はい。資料が遅くなってしまうと、大変申し訳ございませんでした。

○渡邊委員 質問してよろしいですか。今日いただいた参考資料 3 がありますよね。これは行政刷新の担当者が発信されたものですか。

○山崎事務官 これにつきましては、総務省から親委員会ですので内閣府の政策評価広報課に提出がありまして、政策評価広報課から内閣府の評価委員会の皆様に行っているものだと思います。

○渡邊委員 これを見ますと、北対協のスペースが国民生活センターより、要するに字数

の話ではないと思うんだけども。

○山崎事務官 これは抜粋しております。

○渡邊委員 では、実際はもっといろいろあったんですか。

○山崎事務官 いろいろと言うほどでもないんですが、東日本大震災による業務への影響のまとめだとか、そういった情報提供のような部分もございましたので、その部分は今回のところからは落としております。今、全体版を持っておりませんので、また後で確認して。

○渡邊委員 わかりました。これを見ると、要するに、評価委員もしっかりしろという意味合いも含まれていると。

○山崎事務官 しっかりと評価を行うようにという書きぶりになってはいます。

○渡邊委員 そういうふうには私は受け止めたんだけども。

○石川委員 アンケート調査については、私の記憶ですと、きちんとヒアリングをして確認をしていました。沼尾先生が、この点について指摘されていて、もっと具体的に確認されていましてし、かつ、かなり詳しく時間を割いて確認してました。そうであるならば、評価結果に盛り込んで、「ここを確認しました」という対応を、今後していかななくてはいけないのかなというように思います。評価結果だけではなく、その評価結果の確認のプロセスも記載しなければならないということになりますよね。

○上野分科会長 よろしいでしょうか。そうしますと、議題そのものは一通りこれですべて終わりましたので、今後の進め方について。

○山本参事官 大分時間を超過してしましまして申し訳ないのですが、議題3が抜けてしまったような気がしますので、それだけ説明させてください。

○上野分科会長 そうですね、お願いします。

○山崎事務官 失礼いたしました。今から参事官に御説明いただく今後の予定とも絡んでくるんですけども、資料4を御覧ください。先ほどから話題に出ておりますが、平成24年度で北対協の中期計画が終わりまして、全体の評価をしなければならないんですけども、平成24年度が終わってからになりますと次期中期目標への反映が遅れてしまいますので、まずは平成20～23年までの評価を先生方にいただきたいと考えております。そのフォーマットとして資料4がございます。各年度の総合評価表と項目は中期計画の評価ですので同じになっておりますが、1点だけ違うところといえば、すべての総括的な主要事業や組織の在り方についての意見というものが、総合評価の一番下に先生方の御意見を書く欄がございます。これが年度計画の総合評価表と違うところになっておりまして、これを記入いただくのはまだ先で、今年の8月に予定しております法人の実績等をすべて受けた次の最終的な評価を決定するときと一緒に記入していただきたいものです。

○上野分科会長 要するに、資料2と資料4の違いは、今おっしゃっていた最後のところに意見をつける欄があるということですね。これについてはよろしいでしょうか。

特段の御意見がなければ、これで仮評価を行うということですね。

それでは、今後の予定等について御説明をお願いします。

○山本参事官 今日、お忙しい中、大分超過した時間になりまして申し訳ございませんでした。今日御議論いただいたもののうち、業務方法書、長期借入金の償還計画等につきましては、今月16日に水産庁の分科会の意見聴取、それで29日に内閣府の親委員会という予定になってございます。

それから、項目別評価等の評価につきましては、先ほど申し上げましたように、今の先生方にお決めいただいたものを踏まえて、もう一回協会と本部でつくり直したものをできるだけ早くメール送付をさせていただきますので、大変恐縮でございますが、今月中には確定したいと思っていますので期限を設けさせていただきますが、ごらんいただきまして、更に直した方がいい点や、お気づきの点があれば、大変恐縮ですが、お返しいただければと思います。その際に、もし意見同士が矛盾していた場合には、上野分科会長に相談するなりさせていただければと思っております。

その上で、7月、8月にまた分科会をお願いすることになりますので、決まった評価表に基づきまして北対協から説明を受けて、例年と同じような評価をするという形になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、例年の評価に加えまして、本年は中期目標期間終了に伴う実績評価が加わる予定でございます。

あと、ついででございますが、先ほどのお話の一部にございましたが、いろいろ話題になったおりました新しい船舶の「えとびりか」というのが来年度から就航する予定でございます。4月14日土曜日、東京でお披露目がございます。また御案内申し上げますが、もしよろしければお越しいただければと思っております。

私からは以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

全体的なことに关しまして、委員の方々あるいは協会の方々から何か御発言ございますか。

それでは、本日から長時間にわたりまして議論いたしましたけれども、本日の議題はすべて終了いたしましたので、これにて北対協の分科会を閉会します。どうもありがとうございました。